南陽市における産業振興施策促進事項

令和2年12月8日作成 南陽市

I. 產業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である旧金山村(南陽市)と旧吉野村(南陽市)の全域を産業振興施策促進区域とする。

Ⅱ. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、令和3年1月1日から 令和7年3月31日まで行うこととする。

Ⅲ. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

(1) 南陽市の産業の現状

(全般)

本市は、山形県の南部、置賜盆地の北東部に位置し、東西約15km、南北約23kmで、総面積は160.52kmである。東に奥羽山脈をひかえ、南から西には吾妻山系と飯豊山系を望むことのできる自然環境に恵まれている。

北端に標高 994mの白鷹山がそびえ、この山塊を源にして南北に吉野川、織機川が流れ、市の端を南から西に流れる最上川にそれぞれ合流し、置賜盆地の一部を構成するこれらの河川の扇状地を中心に、市街地と穀倉地帯が広がっている。

このため東に奥羽山脈、南から西にかけて吾妻山系と飯豊山系の山並みが眺望でき、南に肥沃で広大な田園地帯、北に丘陵の傾斜を活かした果樹、野菜、畜産等を組み合わせた農村地帯として、米、野菜のほかにさくらんぼやぶどう、りんご、西洋なしなど多くの農産物が市の特産品となっている。

気候は積雪寒冷地帯にあり、気候は雪国型の内陸性気候区に属し、年間の寒暖差が著しく、積雪量は1.5メートル以上に達する。

産業別就業比率の推移を見ると、第3次産業の増加に対して、第1次産業、 第2次産業の比率が低下している。

市内総生産は、平成28年度が約984億円となり、平成23年度以降増加 傾向が続いている。市民所得は平成28年度が約827億円、1人当たり市民 所得は259万円となり、平成21年度以降増加傾向となっている。

(農業)

農業については、農家数 1,328 戸のうち、約 70%が販売農家、残り約 30%が 自給的農家となっている。販売農家のうち、専業農家は 20%、第 1 種兼業農家 が 15%、第 2 種兼業農家が約 35%を占めており、販売農家の約半数が兼業農家 ということになる。

また、農家数は年々減少しており、2010年と2015年の農林業センサスにより 比較すると17.6%減少しており、そのうち、第1種兼業農家の減少率が最も高 くなっている。

経営規模別にみると、3ha以上の規模の農家数は緩い増加傾向がみられるものの、それ以下の規模は減少しており、規模が小さくなるほど減少幅が大きい。

(林業)

林野面積は8,315ha(全体の約52%)となっており、森林資源については豊富ではあるが、林業従事者について減少傾向にあり、手入れが行き届かない森林も増加傾向にある。

また、工業統計調査によると、木材・木製品製造業の事業者数は平成20年調査では5件だったものが平成30年調査では1件と減少しており、市内での資源活用についても厳しい状況にある。

(製造業)

平成30年の工業統計調査によると、市内製造業事業所数は100件で、最も多いのは電気機械器具製造業が20件、次いで金属製品製造業が19件となっている。食料品製造業は7件となっている。事業所数は10年前の調査と比較すると減少傾向にあるが、総支払給与額は微増となっており、1事業所あたりの給与支払総額は増加傾向にあるといえる。

(農林水産物販売業)

農林水産物等販売業については、8か所の直売所および朝市等において、地元の農産物や林産物等を販売している。その他、大手スーパーなどで、地産地消コーナーを設けているところも見受けられる。山形県の資料によれば、直売所における販売額は増加傾向にある。

(2) 金山地区・吉野地区の産業振興を図る上での課題 (農業関連)

人口減少や少子高齢化の進行により、これまで地域で受け継がれていた農林 産物の生産技術や食品の加工技術、伝統的な生活技術や農耕儀礼等が急速に失 われようとしている。

また、特産物など地域資源はあるものの、生活サービスや農林産物の域内需要について、多くを域外からの移入で賄っており、経済的にも環境的にも非効率な状態となっている。

地域の直売所は3件あり、販売額は増加傾向にあるものの、販売額そのもの の規模が小さい。

このため、引き続き産業基盤の整備を図るとともに、地域資源を活用し安定的に雇用を確保できる企業の育成に加えて、地域の特性を生かした商品開発・生産、地域の魅力を生かした地域産品の販売促進や観光の振興等により山村の活性化と定住促進が不可欠となっている。

(林業関連)

農業と同様、人口減少に加えて、木材需要の減少から林業の担い手も減少している。

金山・吉野地区においては山林面積がおよそ8割を占めており、森林資源は 豊富にあるものの、林業に従事している担い手が少なく、その資源を管理・活 用しきれていないのが現状である。

(畜産業関連)

地域の畜産業については、酪農、養豚、肉牛と幅広く営まれているが、畜産業を取り巻く環境は、他の一次産業同様に担い手の高齢化、後継者不足、飼料価格の高止まり、国際化の進行などにより、先行きが不透明な状況にあることから、産地の維持発展のため、更なる生産基盤の強化支援が必要となっている。

(農林水産物等販売業関連)

地域の農林水産物等販売業については、山菜等の直売程度にとどまっている。 さらに利益を地域に誘導するためには、地域農林水産物を利用する加工・販売 事業者や地場産品を提供する飲食店等の誘致・設立に向けた取組が必要となっ ている。

(6次產業化関連)

農林漁業者の直売や、加工品開発・地場産品を提供する飲食店など、利益を 地域内に誘導できる6次産業化の取り組みを推進するにあたり、地域資源の価値を新たな視点から見直すことが必要となっている。そのため、観光業等幅広 い事業者と連携する等、いかに山村地域の付加価値を見出し、活用していくがが、今後の課題となっている。

- IV. 産業振興施策促進区域において促進すべき業種 農業、畜産業、林業、製造業、農産物等販売業、観光業
- V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担

○南陽市

- 農業生産基盤の整備
- 農地中間管理機構の活用の推進
- 新規就農者の支援
- 鳥獣被害防止の支援
- 農林水産業用の各種施設,設備の整備
- 補助金等交付財産活用事業の推進
- 林道の整備・機能保全
- 間伐等の森林整備の推進
- 利用率の低い森林資源の利活用の推進
- 林業従事者の育成
- ・ 設備投資を促進するため租税特別措置の利用の促進
- 山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- 低利の融資制度の情報提供
- ・ 産業の連携による6次産業等,新産業分野の支援
- 当該地区の PR 活動の推進

○山形県

- 農業生産基盤の整備
- 農地中間管理機構の活用の推進
- 新規就農者の支援
- 鳥獣被害防止の支援
- 農林水産業用の各種施設,設備の整備
- 補助金等交付財産活用事業の推進
- 林道の整備・機能保全
- 間伐等の森林整備の推進
- 利用率の低い森林資源の利活用の推進

- 林業従事者の育成
- ・ 設備投資を促進するため租税特別措置の利用の促進
- ・ 山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- 低利の融資制度の情報提供
- ・ 産業の連携による6次産業等,新産業分野の支援

○南陽市商工会

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 経営相談への対応
- 異業種交流の促進

○南陽市観光協会

- ・ 研修等による人材育成
- 当該地域のPR活動の強化
- 農業体験等を組み込んだ観光プランのマーケティングの強化

○山形おきたま農業協同組合

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 農産物等販売業の推進のための推進体制の整備, 販売促進活動の強化
- 各農家への営農指導
- ・ 農産物のブランド化に向けた販売促進活動の強化

○米沢地方森林組合

- ・ 間伐等の森林整備の実施
- 林業従事者の育成・就業支援
- 造林事業の実施

○関係機関が連携して実施する取組

- ・ 6次産業化の推進体制の整備, 販売促進活動の強化
- 関係機関との情報共有の推進
- 都市部から山村地域へ観光客を導く取組を推進

VI. 産業振興施策促進事業の目標

	地域資源を活用する製	農林水産物等販売業	
	造業		
新規設備投資件数	1件	1件	
	(500万円)	(500万円)	
新規雇用数	1人	1人	
租税特別措置の適用件	1件	1件	
数 (適用額)	(60万円)	(60万円)	
不均一課税の適用件数	1件	1件	
(適用額)	(9万円)	(9万円)	

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用額や、市内の事業者への 聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度の 翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表することとする。

南陽市産業振興施策促進事項 工程表

事業		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
振興すべき	①租税特					
業種の振興	別措置の					
を促進する	活用促進			L		└ - '` `
ために行う	事業者による措置の活用					
事業		'				
						,
	②地方税					
	の不均一					
	課税に伴		車 業 孝	 による措	男の 浜田	
	う減収補					/
	填措置額					1

①:産業振興施策促進事項を取りまとめ、租税特別措置の利用を促進する。

②:産業振興施策促進事項を取りまとめ、不均一課税制度の利用を促進する。